

# 子供・若者計画【概要】

## 第1章 計画の基本的な考え方

### 1 計画策定の趣旨

子供・若者を取り巻く社会環境は急速に大きく変化するなか、ニートやひきこもり等の若者の自立をめぐる問題や児童虐待、いじめ、不登校、有害情報の氾濫、さらに新型コロナウイルスの感染不安や、外出自粛に伴う孤立や孤独等が加わっています。

こうした状況を踏まえ、本県の子供・若者育成支援施策の一層の推進を図るため、「和歌山県子供・若者計画」（令和4～8年度）を新たに策定します。

### 2 計画の性格・位置付け

- ・本県における子供・若者の育成についての総合的な指針とします。
- ・「子ども・若者育成支援推進法」第9条第1項に基づく「都道府県子ども・若者計画」とします。
- ・平成29年3月に策定された「和歌山県長期総合計画」に沿うものであり、子供・若者を対象とする本県の他の計画等との整合性を図っています。

### 3 計画の期間

令和4年度から令和8年度までの5年間

### 4 子供・若者の範囲と計画の対象者

計画の対象は、全体としては0歳から30歳未満の子供・若者としますが、個々の施策において、それぞれ対象となる範囲は異なります。

また、社会的自立に困難を有する若者への支援等、施策によっては、40歳未満のポスト青年期の者も対象としています。

### 5 計画の基本理念と目指すべき和歌山県の子供・若者像

計画の基本理念は、「未来を拓くひとを育む和歌山」とし、

○命を大切にし、人権を尊び、家族や友人、地域との絆を大切にする子供・若者

○心豊かにたくましく生きる力を持った子供・若者

○ふるさとを愛し、和歌山で生まれ育ったことを誇りに思える子供・若者

○社会の一員として自立し、地域の発展に貢献できる子供・若者

○国際社会で活躍できる子供・若者

を**目指すべき和歌山県の子供・若者像**とします。

## 第2章 子供・若者を取り巻く現状

人口減少・少子高齢化の進行や家族形態の多様化、デジタル化の進展等により、子供・若者を取り巻く環境は大きく変化しています。

若年無業者（ニート）や不登校児童生徒の割合の増加、若者の非正規雇用割合や子供の貧困割合の高止まり、児童虐待相談件数やインターネット使用時間、SNS 犯罪被害児童の増加に加え、ヤングケアラーの顕在化等があり、子供・若者を取り巻く問題は多様化している状況にあります。

## 第3章 子供・若者育成施策の推進

### 基本的な方針1 全ての子供・若者の健やかな育成

幼児期から高等学校までの教育を通して、確かな学力や豊かな心、健やかな体の「知・徳・体」を基盤とした人間としての総合力を育成するとともに、ふるさとに愛着と誇りを持ち、ふるさとに貢献できる人材を育成する教育を推進します。

また、キャリア教育等を通して、子供・若者の勤労観・職業観や社会的・職業的自立に必要な基盤となる能力や態度の形成を図るとともに、円滑な就職支援等により、若者の雇用安定化に取り組みます。

#### (1) 自己形成のための支援

##### ①豊かな心と健やかな体の育成

- 命を大切にし、思いやりを育む教育の充実
- 基本的な生活習慣の形成
- 規範意識等の育成
- 体験活動の推進
- 読書活動の推進
- 体力の向上
- ふるさと教育の推進
- 環境教育・環境学習の推進
- 幼児教育の充実
- 生涯学習への対応

##### ②社会形成への参画支援

- 社会形成に参画する態度を育む教育の推進
- ボランティア活動等による社会参画の推進

##### ③確かな学力の向上

- 新学習指導要領の目指す姿
- 個に応じた指導の充実等
- 特色・魅力ある高等学校教育の実現に向けた取組
- 学校教育の情報化の推進
- 少人数学級の実施等
- 多様な価値観に触れる機会の確保等

##### ④高等教育の充実

- 教育機関の充実
- 教育内容の充実

#### (2) 子供・若者の健康と安全・安心の確保

##### ①健康教育の推進と健康の確保・増進等

- 健康教育の推進
- 思春期特有の課題への対応
- 妊娠・出産・育児に関する教育
- 10代の親への支援
- 安全で安心な妊娠・出産、産後の確保等

##### ②子供・若者に関する相談体制の充実

- 自ら考え自らを守る力の育成等
- 子ども・若者総合相談センターの充実
- 学校における相談体制の充実
- 地域における相談体制の充実
- いじめ防止・暴力対策等
- 人権擁護

##### ③被害防止等のための教育・啓発

- 防災教育の推進
- 安全教育
- 命を大切にする教育
- ドメスティック・バイオレンス等の防止
- 情報モラル教育
- 労働者の権利保護
- 消費者教育

#### (3) 若者の職業的自立、就労等支援

##### ①職業能力・意欲の習得

- キャリア教育の推進
- 能力開発施策の充実

##### ②就労等支援の充実

- 新卒者等に対する就職支援
- 「働き方改革」の推進
- 非正規雇用対策の推進
- 若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対策の推進

## 基本的な方針2 困難を有する子供・若者やその家族の支援

ニートやひきこもり、不登校、非行、貧困、ヤングケアラー、虐待、犯罪被害等、子供・若者が抱える困難は相互に影響し合うなど、非常に複雑で多様な状況となっているため、これらに対応する機関が連携し、重層的で切れ目のない支援を行います。

また、困難を有する子供・若者本人だけでなく、家族に対する支援も行います。

### (1) 子供・若者の抱える課題の複合性・複雑性を踏まえた重層的な支援の充実

- ①子ども・若者支援地域協議会を通じた縦と横の支援ネットワークの構築
- ②アウトリーチの充実

### (2) 困難な状況ごとの取組

- ①ニート、ひきこもり、不登校の子供・若者の支援等
  - ひきこもりの支援
  - 不登校の子供・若者の支援
  - ニート等の若者の支援
  - 高校中途退学者及び進路未決定卒業生の支援
- ②障害等のある子供・若者の支援
  - 障害のある子供・若者の支援
  - 発達障害のある子供・若者の支援
  - 障害のある人に対する就労支援等
  - 障害のある人の社会参加活動の支援
  - 慢性疾病を抱える児童等や難病患者の支援
  - AYA 世代のがん患者の支援
- ③非行・犯罪に陥った子供・若者の支援等
  - 非行防止、相談活動等
  - 薬物乱用防止
  - 犯罪被害者等への配慮
  - 施設内処遇を通じた取組等
  - 社会内処遇を通じた取組等
- ④子供の貧困問題への対応
  - 子供の貧困対策
  - 教育の支援
  - 生活の支援
  - 保護者に対する就労の支援
  - 経済的支援
  - 調査研究等
- ⑤特に配慮が必要な子供・若者の支援
  - 自殺対策
  - ヤングケアラーに対する支援
  - 父母の離婚等に伴う問題への対応等
  - 外国人材の受入れ・共生
  - 外国人の子供や帰国児童生徒の教育の充実等
  - 偏見・差別の防止・解消

### (3) 子供・若者の被害防止・保護

- ①児童虐待防止対策
  - 児童虐待の発生予防及び発生時の迅速・的確な対応
  - 社会的養護の推進及び要保護児童等の居場所づくり
- ②子供・若者の福祉を害する犯罪対策
  - 子供・若者の福祉を害する犯罪対策
  - 犯罪被害に遭った子供・若者とその家族等への対応

## 基本的な方針3 子供・若者の成長のための社会環境の整備

全ての児童が放課後等を安全に安心して過ごせる居場所づくりを推進するとともに、子供・若者の地域における多様な体験・交流活動の充実を図ります。

また、インターネットの急速な普及に伴う長時間利用による影響等の新たな課題への対応、子供・若者の福祉を害する犯罪の防止対策等を推進し、子供・若者の健やかな成長のための環境を整備します。

### (1) 家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築

- ①保護者等への積極的な支援

- 家庭教育支援    ○保護者への人権学習支援    ○社会的養護の体制整備
- ②「チームとしての学校」と地域との連携・協働
  - 学校と地域が連携・協働する体制の構築
- ③地域全体で子供を育む環境づくり
  - 新・放課後子ども総合プランの推進    ○放課後等の活動の支援
  - 地域で展開される多様な活動の推進    ○体験・交流活動、外遊び等の場の整備
- ④子供・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり

## (2) 子育て支援等の充実

- ①子供と子育てを応援する社会の実現に向けた取組
- ②多様で柔軟な働き方の推進
  - ワーク・ライフ・バランスの推進    ○テレワークの推進

## (3) 子供・若者を取り巻く有害環境等への対応

- ①青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備
- ②有害環境の浄化活動の推進
  - 青少年を取り巻く有害環境浄化の推進    ○依存症等への対応
  - 性風俗関連特殊営業の取締り等
  - 酒類、たばこの20歳未満の者に対する販売等の禁止    ○成年年齢引下げへの対応

## (4) 子供・若者育成支援への投資の推進

- 休眠預金の活用による子供・若者への支援

## 基本的な方針4 社会で自立・活躍する子供・若者の育成

子供・若者の健やかな成長を支える様々な専門職の養成・確保に努めるとともに、専門性を高めるための研修を充実させます。

また、地域における子供・若者の主体的な活動や地域づくりを支援します。

さらに、グローバル化が進行する社会で必要とされる英語等の語学力や日本人としてのアイデンティティ等を培う教育を推進します。

## (1) 子供・若者の成長を支える担い手の養成

- ①データ共有による新たな担い手の確保
- ②地域における多様な担い手の養成
  - 民間協力者の確保    ○同世代または年齢の近い世代による相談・支援
- ③専門性の高い人材の養成・確保
  - 分野横断的な支援人材    ○教員の資質能力の向上
  - 医療・保健関係専門職    ○児童福祉に関する専門職    ○思春期の心理関係専門職

## (2) 社会で活躍する子供・若者の応援

- ①地域づくりで活躍する子供・若者の応援
  - 若者の地方への移住の推進    ○子供・若者による主体的な地域づくりの推進
- ②イノベーションの担い手となる科学技術人材等の育成
  - 理数系教育・STEAM教育等の推進    ○データサイエンス人材の育成
  - アントレプレナーシップ教育の推進    ○起業支援
- ③グローバル社会で活躍する人材の育成
  - 自国の伝統・文化への理解促進等    ○外国語教育の推進

- 海外留学と留学生受入の推進等
- 海外子女教育の充実
- ESD の推進
- 国際交流活動
- ④国際的に活躍する次世代競技者、新進芸術家等の育成
  - 次世代競技者の育成
  - 新進芸術家等の育成
- ⑤社会貢献活動等に対する応援
  - 知事表彰等

## 第4章 計画の推進体制

次代を担う和歌山の子供・若者の育成と自立への支援は、県や市町村などの行政はもとより、関係機関や全ての県民の理解・協力・責任のもとで、連携して推進する体制を確立するよう取り組んでいきます。